

介護保険負担限度額認定要件の変更について

介護保険負担限度額認定について、令和3年8月から対象となる方の要件と食費の費用負担額がそれぞれ変更されます。

★対象となる方の要件について★

- 利用者負担第3段階が下記のように細分化され、それぞれに収入等が設定されました。
- 預貯金等について、一律1,000万円（夫婦は2,000万円）以下から、本人の収入等に応じた金額に変更されました。

○対象と利用者負担段階（変更は下線部）

利用者負担段階	対 象 者		
第1段階	生活保護受給者		
第2段階	世帯の全員が 市民税非課税 (世帯分離を している配偶 者を含む)	本人の年金収入額+その他の合計所得が 年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計額が 650万円（夫婦は1,650万円）以下
第3段階①		本人の年金収入額+その他の合計所得が 年額80万円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計額が 550万円（夫婦は1,550万円）以下
第3段階②		本人の年金収入額+その他の合計所得が 年額120万円超	かつ、預貯金等の合計額が 500万円（夫婦は1,500万円）以下

※年金収入額には老齢年金などの課税年金だけではなく、非課税年金（遺族年金・障害年金）も含む

※その他の合計所得金額は、譲渡所得に係る特別控除を除く。

※令和3年度よりその他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額調整控除適用前の給与所得から10万円を控除した後の金額を用いる。

※65歳未満の人は、収入等に関係なく預貯金等の合計は1,000万円（夫婦は2,000万円）以下

★食費の費用負担額について★

- 短期入所（ショートステイ）利用時と施設入所時の食費の費用負担額が変わります。

○一日当たりの負担限度額（変更は下線部）

利用者負担段階	食費	居住費（滞在費）					
		多床室 (特養等)	多床室 (老健、療養等)	従来型個室型 (特養等)	従来型個室型 (老健、療養等)	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室
第1段階	300円	0円	0円	320円	490円	490円	820円
第2段階	<u>(600円)</u> 390円	370円	370円	420円	490円	490円	820円
第3段階①	<u>(1,000円)</u> 650円	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円
第3段階②	<u>(1,300円)</u> 1,360円	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円

※短期入所サービス（ショートステイ）を利用した場合は、食費の負担限度額は上段（ ）内の金額です。